

令和3年3月16日
市街地整備課

花見シーズンにおける公園での宴会等の自粛要請について(概要)

1 目的

花見シーズンを迎えるにあたり、3月5日付けの「三重県指針」ver.9では、宴会を伴う花見における感染防止対策の徹底が改めて呼びかけられています。このことから、本市としましても市内の感染状況を鑑み、桜に関連する公園における感染防止対策を実施し、感染症の感染拡大の防止に繋がります。

2 対象となる公園

桜の木が多く、にぎわいが予想される次の3公園を対象とします。

- ・ 桜の森公園
- ・ 鈴鹿フラワーパーク
- ・ 石垣池公園

3 対策の実施について

- (1) 期間については、3月17日(水)から4月11日(日)までとします。
- (2) 花見及び遊具の利用については、規制しません。
- (3) 宴会等については、控えていただくよう周知します。

4 措置等

- (1) ポスターの掲示や看板の設置を行い、公園内での宴会等を控えることや、3つの密を回避しての公園利用を呼びかけます。
- (2) 市のホームページでポスターや看板の記載内容について発信します。